

## 契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は愛媛県企業立地情報ポータルサイトへの広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

**第1条** 乙は、別紙「愛媛県企業立地情報ポータルサイト広告掲載要領」及び「愛媛県企業立地情報ポータルサイト広告募集要項」に基づき、甲が製作する愛媛県企業立地情報ポータルサイトに広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（契約金額等）

**第2条** 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

（1）契約金額

月額金10,000円（うち消費税及び地方消費税額909円）

（2）本契約による掲載期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日とする

（3）契約保証金

免除する。

（契約金の納入方法）

**第3条** 乙は、愛媛県企業立地情報ポータルサイトに掲載した広告代金として、年度ごとに、前条第1号に定める金額を甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

（協議による契約の解除）

**第4条** 甲及び乙は、必要があるときは、双方協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

**第5条** 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（2）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

**2** 前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（損害賠償）

**第6条** 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡の禁止)

**第7条** 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(契約の費用等)

**第8条** この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

**第9条** 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(危険負担)

**第10条** 契約締結後、掲載開始日までに甲、乙双方の責めに帰することのできない事由により発生した損害については、一切乙の負担とする。

(定めのない事項)

**第11条** この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

愛媛県知事 中村 時広

乙